

**令和8年度なら食と農の魅力創造国際大学校
学生募集広報業務委託（ホームページ、SNS等）業務説明書**

I 適用範囲

本説明書は、「令和8年度なら食と農の魅力創造国際大学校学生募集広報業務（ホームページ、SNS等）」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

II 業務概要

1. 業務名

令和8年度なら食と農の魅力創造国際大学校学生募集広報業務委託（ホームページ、SNS等）

2. 業務の目的

なら食と農の魅力創造国際大学校（以下、「甲」という。）の令和9年度及び令和10年度入学希望者の増加に向け、フードクリエイティブ学科及びアグリマネジメント学科の学生募集を広く周知するために、進学情報専用ホームページ、進学情報専門誌、LINE広告などに甲の学校情報等を掲載する。

3. 業務内容

進学情報専用ホームページ及び進学情報専門誌への情報掲載、LINE広告の実施、その他効果的な広報の実施

（1）進学情報専用ホームページへの情報掲載

- ・大学や専門学校等の情報を多数掲載する進学情報専用ホームページに甲の学生募集情報等を掲載すること。
- ・学生募集に向けて効果的な掲載形態、掲載開始時期、スマートフォン閲覧への対応等を提案し、甲との協議を得て実施すること。

（2）進学情報専門誌への情報掲載

- ・大学や専門学校等の情報を多数掲載する進学情報専門誌に甲の学生募集情報等を掲載すること。
- ・学生募集に向けて効果的な掲載誌、記事形態、掲載時期、発行予定部数、配布方法等を提案し、甲との協議を得て実施すること。

(3) LINE 広告の実施

- ・LINE 広告にて、甲の学生募集情報等を掲載すること。
- ・学生募集に向けて効果的な広告掲載、広告時期及び広告数等を提案し、甲との協議を得て実施すること。
- ・広告時期として、甲のAO入試のエントリー期間中、一般入試の出願期間中、オープンキャンパスの開催前等のPRも考慮し、提案すること。また高校生だけでなく、時期によっては社会人も重点的にPRできるように考慮し、提案すること。
- ・2～3月頃においては、令和10年度入学の学生募集にも向けた提案を行い、甲との協議を得て実施すること。

※甲では、3つのSNS公式アカウント（Instagram、Facebook 及びLINE）を所有。

※甲が所有しているアカウントにおいて、広告配信設定ができない場合は、別途奈良県公式SNSアカウントを広告配信設定のアカウント連携承認として使用することがある。その場合は、以下の3点について、厳守すること。

- ・連携により提供された情報については、委託された業務に従事する者以外がアクセスできないようにするなど、その管理には十分な注意を払うこと。
- ・連携により提供された情報は、委託された業務以外には使用しないこと。
- ・奈良県の信用失墜やブランド毀損となることを行わないこと。

※上記(1)～(3)の広告制作における素材（写真、動画データ等）については、甲から支給するものとする。

(4) その他効果的な広報の実施

- ・上記(1)～(3)以外の内容で効果的な広報を実施すること。
- ・甲の学生募集情報等について、入学希望者の増加および多くの方々への周知に繋がるよう、効果的な広報を提案し、甲との協議を得て実施すること。高校生や社会人にどのようにアプローチするのかを含め、具体的に記載すること。

※なら食と農の魅力創造国際大学校学生募集広報業務（駅看板広告等）に参加する場合は、実施内容が一致しないように提案すること。

(5) 本業務を円滑に遂行するために必要となる業務

4. 成果品

下記の成果品について、1部（紙媒体での提出の場合）または電子データでの提出とする。

- (1) 実施状況報告書（発送実績、各媒体の実施状況等）
- (2) 情報掲載を行ったホームページ画面出力
- (3) 情報掲載を行った進学情報専門誌

- (4) LINE 広告等の掲載を行ったページ画面出力
- (5) LINE 広告等を行った結果報告書（実施内容、結果説明、用語の解説等）

5. 委託上限額

4, 970, 900円（消費税および地方消費税の額を含む）以内とする。

6. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

7. 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

なら食と農の魅力創造国際大学校 総務企画課

住 所 〒633-0044 奈良県桜井市大字高家2217

TEL 0744-46-9700（ダイヤルイン）

FAX 0744-46-3370

メール nafic@office.pref.nara.lg.jp

8. 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 大学・専門学校の進学情報専用ホームページ及び同情報専門誌に掲載できること。
- (2) 奈良県の競争入札参加資格を有している者
 - ①奈良県の競争入札参加資格者名簿に登録している業者
 - ②営業種目「Q5 広告・イベント業務」で登録している業者
 - ③奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者
- (3) 本件業務と同様の業務を実施した実績を有すること
令和5年4月1日～令和8年2月24日の間にⅡの3の(1)～(3)のうち、複数の項目で実績を有すること。ただし、Ⅱの3の(3)の同様の業務については、LINE 広告以外のSNSでの広告も実績として認めるものとする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者および禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等でないこと。
- (9) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

Ⅲ 参加表明書の提出

1. 参加表明書の作成および提出方法

(1) 参加表明書の作成方法

- ・参加表明書の様式は、様式1-1に示すとおりとする。
- ・参加資格を確認するために、様式1-2に同様業務の実績（最大5件）、様式1-3に進学情報専用ホームページの開設及び進学情報専門誌の発行状況を記載すること。

(2) 受付期間

公告日から令和8年3月4日（水）の午後5時まで。

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

※提出書類の確認において、書類の再提出を指示された場合は、調整期日（令和8年3月6日（金）の午後5時）までに再提出を行うこと。

(3) 提出先

Ⅱの7の担当部署に同じ。

(4) 提出物および提出部数

- ・様式1-1 参加表明書 1部
- ・様式1-2 同様業務の実績 1部
- ・様式1-3 進学情報専用ホームページの開設及び進学情報専門誌の発行状況 1部

(5) 提出方法

持参、郵送または電子メールにて提出すること。

※電子メールの場合は題名の最初に「令和8年度なら食と農の魅力創造国際大学校学生募集
広報業務委託（ホームページ、SNS等）参加表明」と明記し、電話にて送付した旨を連絡し、受信の確認を行うこと。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

2. 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答

(1) 受付期間

令和8年2月27日（金）の午後5時まで。

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(2) 提出先

Ⅱの7の担当部署に同じ。

質問の様式は任意とし、担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を明記すること。

(3) 提出方法

電子メールまたはFAXで提出し、電話にて受信の確認をすること。

担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を明記すること。

(4) 回答

令和8年3月3日（火）までに、全質問に対する回答をなら食と農の魅力創造国際大学校ホームページ（お知らせページ）において公表する。

3. 技術提案書の提出を依頼する者の選定

参加表明書を審査し、参加表明書を提出した者のうち下記の要件を満たす者を技術提案書の提出を依頼する者として選定する。なお、参加資格を有すると確認された者が6者以上の場合、書類審査を行い、技術提案書の提出者を上位5位まで選定する。

(1) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、Ⅱの3の(1)～(3)の業務内容に示す同様の業務について、対象期間内(令和5年4月1日～令和8年2月24日の間)に複数の項目で実績を有さなければならない。

ただし、Ⅱの3の(3)の同様の業務については、LINE広告以外のSNSでの広告も実績として認めるものとする。

なお、様式1-2に実績を12件分まで記載できるものとし、実績が証明できる契約書、請書等の写しを添付すること。

また契約書、請書がない場合及び契約期間が自動継続になっているなどで、上記対象期間内であることが証明できない場合は、以下の例に示すような、実績が客観的に証明できる書類を提出すること。

(実績が客観的に証明できる書類の例)

- ・申込書と実績の成果品の写し
- ・契約期間が自動継続になっている等で上記対象期間内になっていない契約書または請書と実績の成果品の写し
- ・申込書と請求書の写し
- ・契約期間が自動継続になっている等で上記対象期間内になっていない契約書または請書と請求書の写し

※実績が客観的に証明できる書類について、甲が必要と判断した場合には、追加資料を求めたり、電話、メール等にて確認を行う場合があることに留意すること。

4. 選定、非選定の通知

- (1) 参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼または非選定の通知を行う。このうち、選定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。
- (2) 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して7日(県の休日を除く)以内にその理由の説明を求められることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、書面により行うこととし、説明を求められることが出来る最終日の翌日から起算して10日(県の休日を除く)以内の消印で郵送する。

- (4) 非選定理由の説明書請求の受付方法、場所および受付期間は以下のとおり。
- ・受付方法：持参または郵送。
※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
 - ・受付場所：Ⅱの7の担当部署に同じ。
 - ・受付期間：Ⅲの4の(2)に同じ。

Ⅳ 技術提案書の提出

1. 技術提案書の作成および提出方法

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、様式2-1～2-3に示すとおりとする。

技術提案書には事業の目的および業務内容を踏まえ、次の事項について記載すること。

【様式2-2 実施体制】

実施体制および業務の分担について、総括責任者、進学情報専用ホームページ掲載担当、進学情報専門誌掲載担当、その他の提案事業担当等を、その実績を含めて具体的に明記すること。

A4版2ページ以内に記載すること。(片面印刷・カラー可) 文字サイズは図表を除き10.5ポイントとする。

【様式2-3 企画提案】

下記の各項目について、A4版15ページ以内に記載すること。(片面印刷・カラー可) 文字サイズは図表を除き10.5ポイントとする。

①業務実施方針(必須項目)

- ・甲の趣旨・目的を踏まえ、これに沿って業務を推進する上での考え方を、実施方針として記載すること。
- ・専門学校受験者の志望校決定動向等のデータを踏まえた内容を記載すること。

②業務実施スケジュール(年間スケジュール表含む)

- ・全体の事業スケジュールおよび各広報媒体の連携等について記載すること。
- ・すべての提案内容(③～⑥)の実施スケジュールを記した年間スケジュール表を記載すること。
- ・下記【共通事項】①に示す、参考資料2～3も踏まえたスケジュールを記載すること。

③進学情報専用ホームページへの情報掲載（必須項目）

- ・ 専門学校受験者の志望校決定動向等を踏まえ、効果的な進学情報専用ホームページへの学生募集情報の掲載を提案すること。
- ・ ホームページ概要（サイト名、アドレス、月平均アクセス数）、掲載形態（掲載ページ見本等）、掲載開始時期、情報更新可能回数、スマートフォンへの対応状況等について具体的に記載すること。

④進学情報専門誌への情報掲載（必須項目）

- ・ 専門学校受験者の志望校決定動向等を踏まえ、効果的な進学情報専門誌への学生募集情報の掲載を提案すること。
- ・ 掲載誌名、雑誌概要（サイズ、ページ数、発行予定部数等）、掲載記事概要（記事サイズ、色記事見本等）、掲載回数、発行時期、配布先、配布方法等を具体的に記載すること。

⑤LINE広告の実施（必須項目）

- ・ 専門学校受験者の志望校決定動向等を踏まえ、学生募集に向けて効果的な広告掲載、広告時期及び広告数等の提案および過去に実施した同様業務の実績があれば、その詳細を記載すること。
- ・ 広告時期としては、甲のAO入試のエントリー期間中、一般入試の出願期間中、オープンキャンパスの開催前等のPRも考慮し、提案すること。また高校生だけでなく、時期によっては社会人も重点的にPRできるように考慮し提案すること。
- ・ 2～3月頃においては、令和10年度入学の学生募集にも向けた提案をすること。

⑥その他効果的な広報の実施（任意項目）

- ・ その他甲の学生募集情報等について、専門学校受験者の志望校決定動向等を踏まえ、入学希望者の増加および多くの方々への周知に繋がるよう、効果的な広報を提案すること。また高校生や社会人にどのようにアプローチするのかを含め、その詳細を具体的に記載すること。

【共通事項】

①技術提案書の作成に当たっては、次の資料を参考とすること

- ・ 参考資料1：学校紹介パンフレット（最新版のPDFデータを公告ページに添付）
- ・ 参考資料2：学生募集スケジュール（公告ページに添付）
- ・ 参考資料3：オープンキャンパススケジュール（公告ページに添付）

②業務内容には、各広報媒体向け掲載記事の作成も含む。なお、参考資料1の学校紹介パンフレットのデータは、掲載記事作成の用途に限り貸与する。

(2) 技術提案書作成上の留意事項

- ①技術提案書の副本には、提出者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とする。ただし、雑誌名、商品名、ブランドロゴの記載については、この限りではない。
- ②技術提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法に拠るものとする。
- ③技術提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④提出された技術提案書は返却しない。また、技術提案書を無断で他に使用することは出来ない。
- ⑤技術提案書がこの書面および別添の様式に示された条件に適合せず、その補正に応じない場合は、無効とする。
- ⑥技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(3) 受付期間

令和8年3月10日（火）から令和8年3月17日（火）の正午まで

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

※提出書類の確認において、書類の再提出を指示された場合は、調整期日（令和8年3月17日（火）の午後5時）までに再提出を行うこと。

(4) 提出先

Ⅱの7の担当部署に同じ。

(5) 提出物および提出部数

- ・様式2-1 技術提案書 1部
- ・様式2-2 実施体制 正本1部、副本5部
- ・様式2-3 企画提案 正本1部、副本5部
- ・見積書（任意様式） 1部

※副本には、様式内に提出者を特定することができる会社名等を記載しないこと。
ただし、雑誌名、商品名、ブランドロゴの記載については、この限りではない。

(6) 提出方法

持参または郵送。

※ただし、副本については、別途、PDFデータを電子メールで提出すること。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

2. 技術提案書作成に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和8年3月10日（火）の午後5時まで。

ただし、受信の確認は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(2) 提出先

Ⅱの7の担当部署に同じ。

(3) 提出方法

電子メールまたはFAXで提出し、電話にて受信の確認をすること。

担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を明記すること。

(4) 回答

令和8年3月12日（木）までに、全質問に対する回答をなら食と農の魅力創造国際大学校ホームページ（お知らせページ）において公表する。

3. 技術提案書を選定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価基準は下記のとおりとする。なお、評価基準について変更があれば技術提案書提出依頼時に示す。

技術提案書の評価基準は下記のとおり。

評価項目	評価基準	配点
実施体制	業務を遂行するために必要な体制・人員が確保されており、効果的な学生募集広報が実行できる	5点
	本件業務と同様の業務を実施した実績がある	10点
企画力	業務の趣旨を十分理解し、目的に合致した提案となっている 専門学校受験者の志望校決定動向等のデータを踏まえた内容で提案されている	10点
	効果的で実行可能なスケジュールを立案している	5点
	進学情報専用ホームページへの掲載について、専門学校受験者の志望校決定動向等を踏まえ、学生募集に効果的な内容が提案されている	15点
	進学情報専門誌への掲載について、専門学校受験者の志望校決定動向等を踏まえ、学生募集に効果的な内容が提案されている	15点
	LINE広告の実施について、専門学校受験者の志望校決定動向等を踏まえ、学生募集に効果的な内容が提案されている	20点
	その他の効果的な広報について、専門学校受験者の志望校決定動向等を踏まえ、効果的な内容が提案されている	15点
業務コストの妥当性	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である	5点

- (2) 評価方法及び委託事業者特定方法

①技術提案書の評価基準により甲が別途設置する審査委員会において審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。

ただし、各委員の総得点が6割以上で、かつ委員会の合議により認められなければならないこととする。

- ②参加表明が1者の場合でも、提案書の審査を行う。ただし、当該事業者を受託者として特定するには、提案書の評価において、各委員の総得点が6割以上で、かつ委員会の合議が必要とする。
- ③全評価項目を合計した評価点の最高得点者が複数者いる場合は、以下の優先順位の評価項目で評価点数が高い者に決定する。
「企画力」合計→「実施体制」合計→「業務コストの妥当性」
- ④審査の際、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。実施は3月19日（木）を予定しているが、詳細については技術提案書の提出があった者に別途通知する。なおプレゼンテーションは提出済みの技術提案書のみで実施することとし、当日配布資料は認めない。

4. 特定、非特定の通知

- (1) 技術提案書を提出した者には、特定または非特定を通知する。このうち、特定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。
- (2) 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して7日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、書面により行うこととし、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く）以内の消印で郵送する。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付方法、場所および受付期間は以下のとおりとする。
- ・受付方法：持参または郵送。
 - ※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
 - ・受付場所：Ⅱの7の担当部署に同じ。
 - ・受付期間：Ⅳの4の（3）に同じ。

5. 審査結果の公表

4による特定後、審査結果をなら食と農の魅力創造国際大学校ホームページ（お知らせページ）にて公表するものとする。公表する内容は、業務名、受託者、審査年月日、審査結果（応募者数、応募者ごとの実施体制、企画力、業務コストの妥当性の評価項目点数）とする。

6. その他留意事項

- (1) 契約には、仕様書、契約書の作成を要する。
- (2) 契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の技術提案書を無効とする。
- (4) 技術提案書提出期限後における、提案者からの記載内容の変更（追加）は、原則として認めない。
- (5) 提出された技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することができる。特定を行う作業の終了後には裁断して廃棄する。
- (6) 提出された技術提案書およびその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 技術提案書提出後も、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (8) 本件業務の全部を第三者に委託することは禁止する。本件業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ甲に届出を行い、承認を得ること。
- (9) 特定後に、提案された実施スケジュール、広告対象者の設定等については、協議のうえに変更できるものとする。
- (10) 個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (11) 「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規定等についての教育を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 受託者は、甲が承諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

第11 受託者は、その従事者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従事者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従事者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にする。

(取扱状況についての指示等)

第 12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 13 受託者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 14 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。